

公共事業等の早期施行に向けた取組について

(平成21年11月)

県では、平成21年5月1日から12月31日までの間、事務量の低減を図り公共事業等の早期執行を推進するため、最低制限価格の対象範囲を拡大するなどの取組を行っていますが、依然として建設業を取り巻く経済・雇用情勢が厳しいことから、この取組を当分の間、継続して実施することとしました。

実施期間の変更内容

(現行)

平成21年5月1日から12月31日までの間に公告又は指名通知を行う入札に適用する。

(変更後)

平成21年5月1日から当分の間、公告又は指名通知を行う入札に適用する。

(参考) 公共事業等の早期施行に向けた取組

1. 最低制限価格及び低入札価格調査の対応について(所管: 建設・不動産課)

(1) 最低制限価格

建設工事に適用している最低制限価格の適用金額について、「2,500万円未満」から「5,000万円未満」に変更する。

(2) 低入札価格調査

建設工事に適用している低入札価格調査の適用金額について、「2,500万円以上」から「5,000万円以上」に変更する。

2. 総合評価方式の対応について(所管: 技術管理課)

技術的工夫の少ない工事を対象とした「特別簡易型」について、一部の項目を省略する。

(1) 特別簡易型(5千万円以上~1億円未満)

・「施工計画」を求めない。

ただし、大規模な仮設を伴う工事など、「安全審査」の対象工事の場合はこの限りでない。

(2) 技術審査会

・各事務所単独で技術審査会の開催を可能とする。

ただし、「施工計画」を求める場合は従前のおりとする。